

平成28年度 宮城県高等学校等育英奨学資金
被災生徒奨学資金奨学生募集
<新規申請分>



宮城県は、東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった公私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」）に在籍する生徒を支援するため、「被災生徒奨学資金」奨学生を募集します。

※ 以前に、この貸付を受けたことのある方は、今回募集の対象外です。
(貸付期間延長の申請をしてください。)

1 募集期間 平成28年 月 日()～平成28年 月 日()
(上記期間内に学校へ提出してください。)

2 貸付対象者 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により被災し、下記のいずれかにより修学が困難な状況にある生徒（保護者が、宮城県内で東日本大震災により被災し、その被災により県外に一時避難している場合も含む。）

- (1) 生徒の居住する家屋（所有者を問わない）が全壊（全焼）・大規模半壊・半壊（半焼）又はこれに準ずる被災をした場合
(福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域（避難指示区域）又は計画的避難区域に居住していた生徒及び緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域に居住していて市町村の判断により避難した生徒が区域外に避難した場合を含む。)
- (2) 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病等を負った場合
- (3) 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入が被災前と比較して概ね2分の1以下に減収した場合
(平成27年の年収が、平成22年の年収と比較して、3割以上の減収となっていること。)
- (4) 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

3 保証人 保護者等1名が必要です。（生活保護費受給者は、保証人になれません。）

4 貸付金額 月額20,000円（年額240,000円）

5 貸付期間と貸付方法

貸付期間： 平成28年4月～平成29年3月

貸付方法： 年額を一括振込（9月予定） ※奨学生本人名義の預金口座に振込します。

6 奨学資金の償還

高等学校等を卒業した場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。

高等学校等を経済的理由等により中途退学した場合で就職時又は就職活動時における年間収入見込額が基準収入額を下回る場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。

この償還免除は、被災した生徒の将来に、より一層の負債を負わせることが、被災生徒奨学資金の設置の趣旨に反することから、特例的に行うものです。

（被災生徒奨学資金以外の宮城県が行っている奨学金には、奨学生の収入状況による償還免除制度はありません。）

申込み手続き等の詳細は、各学校にお問い合わせ下さい。

 宮城県教育委員会

裏面もご覧ください。

高等学校等育英奨学資金貸付（被災生徒奨学資金）制度 Q&A

Q1 従来からの奨学資金と、どう違うのですか？

被災生徒奨学資金は、東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった多くの生徒が希望をもって修学できるよう、平成23年度から宮城県が実施している奨学資金で、国の交付金を活用して実施するものです。

Q2 どんな人が借りられますか？

おもて面の「2 貸付対象者」をご覧ください。

Q3 償還についてはどうなりますか？

おもて面の「6 奨学資金の償還」をご覧ください。

※ 平成28年度の基準収入額：年額330万円

※ 基準収入額、毎年度見直しを行いますが、次年度以降においてこの基準額を下げることはありません。

高校等を卒業することで償還免除されますので、震災にめげることなく勉学に励み、高校等を卒業してください。

Q4 従来からの育英奨学資金等と重複して借りられますか？

借りられます。

Q5 借り主は誰になりますか？

生徒本人ですので、生徒本人が申請します

Q6 兄弟姉妹がいても、それぞれ借りられますか？

例えば高1と高3の兄弟姉妹でも2人とも借りられます。

Q7 どんなものに利用できますか？

通学、学用品、部活動など、修学に要する経費として利用できます。

申請に必要な書類 (①～④の用紙は、在学している学校から受け取ってください。)

場合により、下記以外の書類も必要となることがあります。詳しくは学校の指示に従ってください。

| 必要書類（全て原本） | |
|--------------|--|
| 全員共通 提出書類 | ① 奨学資金貸付申請書 ② 誓約書 ③ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ④ 被災についての申出書 ⑤ 世帯全員の住民票 (被災時の住所確認ができるもの。住民票の除票・戸籍の附票を含む。) |

| 申請理由 | 必要書類（写しも可） |
|--|--|
| 家屋の全壊・半壊等 (福島原発事故に伴う避難) | • り災証明書 (福島原発事故に伴う避難の場合は、被災証明書も可。市町村の判断により避難した場合は、その旨が確認できる書類。) |
| 主たる家計支持者の死亡・行方不明・重篤な疾病等 | 事実が確認できる書類いすれかひとつ 戸籍謄本、死亡診断書（検案書）等、医師の診断書等 |
| 主たる家計支持者の収入減（収入減の原因が東日本大震災による被災であるものに限る。） ※①と②の書類は両方必要。 | ① 主たる家計支持者の収入減が確認できる次のいすれかの書類 • 平成22年及び平成27年分の所得証明書（課税証明書） • 平成22年及び平成27年分の源泉徴収票 • その他、平成22年及び平成27年分の収入が比較確認できる書類 (公的証明書等の提出ができない場合は、提出できない理由及び当該年収額を「被災についての申出書」に記載し、併せて当該年の給与支給明細書等の年収額を算出した根拠資料を提出すること。) ② 主たる家計支持者の勤務先又は自営店舗等の被災が確認できる次のいすれかの書類 • 会社の被災証明書、雇用保険被保険者離職票等の写し等。 • 天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、貸付証書の写し • 直接的な被害はなく業績悪化による場合は、その具体的な状況を「被災についての申出書」に記載すること。 |
| 校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めた者 | • 家屋の損傷による理由の場合は、り災証明書 • 主たる家計支持者の収入減の場合は、上記「主たる家計支持者の収入減」による書類 |